

佐賀県選挙管理委員会告示第 57 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 99 条第 2 項に規定する海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、次のとおりである。

平成 29 年 12 月 22 日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

松浦海区 376 人

佐賀県有明海区 971 人